

## 横芝光町農業委員会 2 月第 1 1 回定例総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 2 月 5 日(月) 午後 4 時～午後 4 時 2 5 分

2. 開催場所 横芝光町役場 第 3 会議室

3. 出席委員 (10 名)

会 長	4 番	伊藤 靖雄			
会長職務代理者	8 番	伊藤 博明			
委 員	1 番	小川 文彦	2 番	川島 理昭	
	5 番	伊藤 直樹	6 番	花澤 成晃	
	7 番	向後 隆輝	9 番	鈴木 茂樹	
	10 番	下高原 美津子	12 番	秋葉 芳明	

4. 欠席委員 3 番 永野 邦子 11 番 伊藤 裕児

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	高宮芳宏
農政班長	布施裕章

6. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第 2 議案第 1 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許否決定について

日程第 3 議案第 2 号

農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第 4 議案第 3 号

農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見について

日程第 5 議案第 4 号

令和 5 年度第 1 1 次農用地利用集積計画 (案) の承認について

## 7. 会議の概要

事務局	<p>これより、令和6年2月第11回農業委員会定例総会を開会します。</p> <p>はじめに伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会長	<p>(伊藤会長挨拶)</p> <p>ありがとうございました。</p>
事議長	<p>本日は、3番 永野 邦子委員、11番 伊藤 裕児委員より欠席する旨の連絡をがありましたので報告いたします。</p> <p>本日の出席委員は、12名中10名です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>それでは会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。異議なしでしたので、指名をいたします。</p> <p>1番 小川 文彦委員、8番 伊藤 博明委員 をお願いします。</p> <p>会議書記には事務局の布施班長を指名いたしますのでよろしくをお願いします。</p> <p>続いて日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定についてを上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否</p>

決定について

農地法第3条による許可申請書が提出されたので本会の議決を求める。

令和6年2月5日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、2件です。

なお、譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。

申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。

1件目は、横芝字西境田の田1筆、1,302㎡です。

体調面により農業ができない譲受人から、隣接地を所有する譲受人が耕作利便のため、所有権移転をしようとする申請です。譲受人は、申請地を取得することで効率的な利用ができ、水稻の作付けを予定しております。

2件目は、宮川字喜太郎の田1筆、653㎡です。

譲渡人から、農地を相続しましたが、県外に在住しており、耕作していないため、隣接地を所有する譲受人へ、経営規模拡大のため、売買により所有権移転しようとする申請です。申請地が自宅前に位置している譲受人が、今後の管理も継続していくことで協議が調い、今回の申請となりました。許可後は、野菜、植木を栽培する予定です。

以上、議案第1号の説明でございます。

議 長

ありがとうございました。ただいま議案第1号の説明並びに朗読が終わりました。はじめに1件目の案件については、担当委員の説明を求めますけども、伊藤裕児委員が、本日欠席でございますので事務局から補足ありますでしょうか。

事務局

本件につきまして、伊藤裕児委員より説明を受けております。

「本件は、隣接する農地を所有する譲受人が、耕作利便のため所有権移転するものであります。現地を確認したところ、耕耘しており、問題はないと思われまして、よろしく申し上げます。」とのこと

でした。

議 長

ありがとうございます。説明が終了しましたので、1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

9 番

9番 鈴木です。隣接する農地を所有している譲受人が規模拡大のため売買により所有権を移転するものです。現地を確認したところ耕耘しており、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございます。説明が終わりましたので2件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、2件目の案件について採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

続いて、日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見についてを上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県へ

の意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和6年2月5日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 靖雄

今回の5条の許可申請は3件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地①と②は、内容が同一ですのでまとめて説明させていただきます。

申請地①の土地は、台字堰下の田1筆、155㎡で、②が台字堰下の田1筆と台字大坂の田1筆、合わせて2筆、91㎡になります。

転用の目的は、駐車場の一時転用になります。

申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は横芝光町役場から北へおよそ2.5kmの位置にあります。

譲受人は、水道管の耐震化工事を受注しており施行箇所に位置する民家の出入りに支障を生じることから申請地を駐車場として使用することを計画しました。併せて工事用車両や建設機械を置く予定です。

工事終了までの一時転用であり、農地復元誓約書が譲受人・譲渡人双方から提出されており、借用期間中は敷き鉄板を敷くことから、農地への復元は容易なものと思われれます。隣接農地所有者へ転用内容の説明はしてあります。

申請地は土地改良区の受益地外となっており、雨水は既設排水溝で処理します。

転用期間は令和6年2月22日から令和7年3月17日までを予定しております。

除草や整地に係る費用は自己資金により賄う予定であり、金融機関の預金残高証明書により必要な資金を確保していることを確認しました。

続いて申請地③の土地は遠山字胡麻作の畑3筆、2,258㎡です。

転用の目的は駐車場・機材置場となります。

申請地③の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地③は、横芝松尾インターから北へ600mの位置にあります。

譲受人は土木建設機械の販売業を営んでおり、申請地から北へ700mほどの芝山町山中に本社があり、その敷地内に仕入れた建設機械を置いておりましたが、手狭になったため、新たな場所を探しておりました。近隣の農地以外の土地も検討しましたが所有者との折り合いがつかず、この申請地③のみ所有者との合意が整い選定することとしました。

ここは、農地の連担する第1種農地、市街化が進む第3種農地いずれにも該当しませんので、第2種農地と判断しました。

申請地は土地改良区の受益地ではなく、雨水は地下浸透で処理します。隣接農地はありません。

また、文化財包蔵地に該当しますので、県・町職員立会いのもと工事前の試掘が必要となります。

転用期間は令和6年3月18日から令和6年10月31日までを予定しております。

建設費等は、自己資金にて賄う予定であり、金融機関の預金残高証明書により必要な資金を確保していることを確認しました。

以上が、議案第2号の説明です。

議 長

ありがとうございました。ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。

1件目と2件目の案件ですが、転用目的が同一のため一括して審議を行いたいと思います。

1件目と2件目、まとめて担当委員の説明を求めます。

2 番

2番 川島です。本件は、現地を確認したところ耕作はなされておらず、工事終了までの一時転用であり借用期間中は敷き鉄板

を敷くことから、農地への復元は容易なものと思われます。よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。説明が終了しましたので、1件目と2件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目と2件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目と2件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

次に、3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 番

1番 小川です。本件は、現地を確認したところネギが耕作されておりましたが、譲渡人に確認したところ譲受人との間で合意されており、意志も固く転用はやむを得ないと思われます。

議 長

ありがとうございました。説明が終了しましたので、本案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、本案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって本案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見についてを上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認

申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可後の計画変更承認申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和6年2月5日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

計画変更は4件ですが、内容が同一ですので、一括して説明させていただきます。

計画変更地①②③④は、姥山字木戸谷及び遠山字鹿島の畑、合わせて6筆、4, 237㎡です。

譲受人は圏央道建設を行う事業者で、転用目的は圏央道建設に伴う仮設道路及び資材置場用地として、すでに令和4年1月27日付けで千葉県知事より許可を受けています。

当初の計画では令和6年3月31日で事業を終了する予定でしたが、東京電力・NTTが所有する柱を移設する過程で、移設先の地盤不良が判明し改良に時間を要したこと、電話線の移設に係るNTT社内の調整が手間取ったこと等により予定までに事業が完了しない見込みとなったことから、計画変更として令和7年8月31日まで工事期間の延長申請がありました。

変更内容は工事期間の延長のみであります。

議長

ありがとうございました。ただいま議案第3号の朗読並びに説明が終了しました。

議案第3号については、圏央道工事の遅れにより賃借権設定期間の延長であります。内容についての現地確認等は、不要と考えられます。譲渡人との交渉のみが案件となりますので、本案件につきましては、委員説明を省略し、1件目から4件目まで一括して審議を行いたいと思います。

それでは質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、議案第3号について採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)



議 長

全員賛成、よって議案第3号については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

続いて、日程第5 議案第4号 令和5年度第11次農用地利用集積計画（案）の承認についてを上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第4号 令和5年度第11次農用地利用集積計画（案）の承認について

農業経営基盤強化促進法等改正法附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により令和5年度第11次農用地利用集積計画（案）が提出されたので、本会の議決を求める。

令和6年2月5日提出 横芝光町農業委員会 会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、新規設定2件、再設定2件、所有権移転が2件です。

利用権を設定する者と利用権設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。

利用権を設定する農地ですが、1件目は、新井字新田の田1筆、140㎡、期間は約10年間です。

2件目は、木戸字式割の畑1筆、2,644㎡、期間は3年間です。

続いて、再設定です。設定する権利は、すべて賃借権です。

1件目は、木戸字十八割の畑3筆、3,161㎡、期間は3年間です。

2件目は、谷台字東耕地の田、1,999㎡、期間は約1年間です。

続いて、所有権移転です。

1件目は、長倉字荒久台の田1筆、字吹廻の田6筆、合計7筆、4,115㎡。

議 長

2件目は、屋形字舟堀場の畑、207㎡。

なお、本計画（案）につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

はい、ありがとうございました。ただいま、議案第4号の朗読並びに説明が終わりました。

初めに新規設定の案件についての審議を行います。

1件目の案件についての質疑を許します。

（質疑なし）

質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、2件目の案件についての質疑を許します。

（質疑なし）

質疑ありませんので、質疑を終了して、2件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、よって、2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、再設定の案件についての審議を行います。1件目の案件についての質疑を許します。

（質疑なし）

質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、よって、1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、2件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、2件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって、2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、所有権移転の案件について審議を行います。1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって、1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、2件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、2件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって、2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

以上で提案されました議案の審議はすべて終了しました。慎重審議ご苦労様でした。

事務局

以上をもちまして、令和6年2月第11回農業委員会定例総会を閉会します。